

○鳥取大学大学院連合農学研究科早期修了の要件に関する申合せ

〔平成 22年 8月 27日〕
連合農学研究科要項等第2号

鳥取大学大学院連合農学研究科学位論文に関する細則第2条第2号に基づく学位論文の提出があった際の論文受理に至るまでのプロセスについて、次のとおり取り扱うものとする。

(目的)

学位論文提出から代議委員会での受理に至るまでのプロセスの重層化を行い、当該規則第2条第2号の「特に優れた研究業績」について、当該学位申請者が所属する連合講座内の主指導教員資格者による厳格な予備審査を実施することにより、以後の学位審査手続きを不備なく行うことを目的とする。

(申出等)

早期修了希望者は、修了を希望する学期の前の学期末までに、連大学務係へ「早期修了申請書」を提出すること。また、修了を希望する学期の学位論文受付開始日の1月前までに、通常の学位論文提出時と同じ提出書類等一式及び主指導教員の推薦書を連大学務係へ提出すること。

(手続)

①～②を予備審査として位置付ける

① 早期修了希望者より学位論文提出があった場合、連大学務係は申請書類に不備がないことを確認したのち、早急に当該連合講座の代議委員に関連資料^(※1)を送付し、早期修了を認めるかどうかの判断を依頼する。また、当該専攻長及び予備審査会のメンバー（当該連合講座の主指導資格教員）へも予め関係資料を送付する（PDF化してメール送付）。

② 依頼を受けた代議委員は、議長として予備審査会を開催し^(※2)、申請者の研究業績等を慎重に審査する。早期修了を認めるには、予備審査会メンバー全員の承認を得ることを原則とするが、3/4以上の承認が得られた場合は、議長が専攻長及び副研究科長と協議して判断する。

③ 依頼を受けた代議委員は、直近の代議委員会で判断結果を報告する。

④ 代議委員会では、報告に基づき慎重に審議し、学位論文受理の可否を決定する。

附 則

この申合せは、平成22年9月1日から実施する。

附 則（平成27年8月21日連合農学研究科要項等第9号）

この申合せは、平成27年8月21日から実施する。

附 則（平成30年8月24日連合農学研究科要項等第5号）

この申合せは、平成30年8月24日から実施する。

(※1) 関連資料：連大学務係が当該連合講座の代議委員と関係教員へ送付する資料

1. 主指導教員の推薦書
2. 論文目録
3. 学位論文要旨
4. 履歴書
5. その他（主指導教員が是非とも提示したい資料：必要最小限）

(※2) 予備審査会は全員出席を原則とするが、出席できない者については、議長がメール等で意向を確認しておく。

書面やメール等であらかじめ意思表示した者については出席者とみなす。